

入札公告

(最高価格落札方式)

下記国有財産を「売払いする本物件」として、一般競争入札により売払うことについて次のとおり公告します。

令和3年1月18日

契約担当官代理

第四管区海上保安本部次長 鎌本 浩司

1 競争に付する事項

- (1) 件名 国有財産（汽船ひめかぜ）売払
- (2) 内容 別添仕様書のとおり
- (3) 引渡場所 愛知県蒲郡市浜町1地先（浮棧橋）
- (4) 引渡期限 売払代金納付後10日以内
- (5) 本案件は、証明書等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出しなければならない。

2 競争参加に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者についてはこの限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和元・2・3（平成31・32・33）年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、東海・北陸地域を希望し、資格の種類物品の買受けを有し、等級B等級又はC等級のいずれかに格付けされた者。
- (4) 当本部から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止を受けている期間に該当しない者。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 海上保安庁の航空機売払い契約で、違約金又は損害賠償金を徴収されたことがある者は、徴収決定日から2年間は入札への参加は認めない。

3 入札者手続等

- (1) 受付期間 令和3年1月18日から令和3年1月27日17時00分までとする。

入札参加希望者には、第四管区海上保安本部ホームページ「入札情報」⇒「入札公告」（以下「HP」という）に掲載した「仕様書」等をダウンロードすることにより交付する。なお、案件によっては掲載していない場合もあるので、3（3）の場所においても交付する。

HP 入札情報アドレス <http://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/nyusatsu/announcement/>

(2) 競争参加資料の提出

- ・電子入札システム方式により入札参加を希望する者

競争参加資格確認資料として、「資格審査結果通知書」の写し「ＩＣカード確認書」を電子入札システムにより提出すること。ただし、当本部の承諾を得た場合は、下記３．（３）の係へ提出してもよい。

- ・紙入札方式により入札参加を希望する者

競争参加資格確認資料として、「資格審査結果通知書」の写し「紙入札方式参加願（物品・役務）」を下記３．（３）の係に提出すること。

なお、「ＩＣカード確認書」及び「紙入札方式参加願（物品・役務）」の各様式は、ＨＰ「お知らせ」に掲載しているが、下記３．（３）の場所においても交付する。

(3) 受付場所及び契約条項を示す場所

〒455-8528 名古屋市港区入船二丁目3番12号

名古屋港湾合同庁舎別館8階 第四管区海上保安本部 総務部経理課入札審査係

電話：052-661-1611（内線2223・2224） F A X：052-661-1620

4 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし、当本部の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送すること。（郵送の場合は書留郵便に限る）

(1) 電子入札システム及び紙入札による入札書の受領期限は、**令和3年2月4日 17時00分**

(2) 開札は、**令和3年2月5日 10時00分** 第四管区海上保安本部経理課にて行う。

5 入札の無効

第四管区海上保安本部入札・見積者心得書、その他に関する条件に違反した入札は無効とする。

6 入札保証金 無

7 契約保証金 無

8 契約書作成の要否 要

9 落札の決定方法

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 契約金額支払いの方法

歳入徴収官第四管区海上保安本部総務部長が発行する納入告知書により納入すること。

11 仕様説明の日時場所及び仕様に関する問い合わせ先

- (1) 仕様説明は、実施しない。
- (2) 仕様に関する問い合わせ先

第四管区海上保安本部 総務部 経理課 施設係 電話 052-661-1611 (内線 2227)

12 契約、入札に関する問い合わせ先 3 (3)

13 談合等不正行為があった場合の違約金等

次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の違約金を指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

以上公告する。